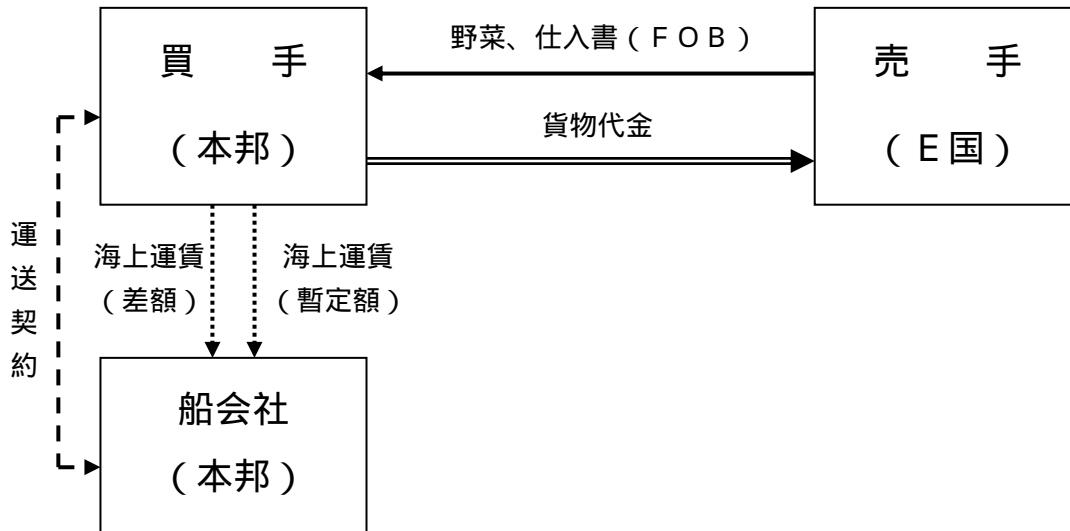


4. 精算により生じた差額を支払った場合の運賃



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で野菜を購入（輸入）します。

当社は、船会社との運送契約により、前年の運送実績に基づいて算出した運賃の暫定額を船会社に支払いますが、後日、実際の精算額が算出され、差額が発生する場合には、その差額を支払うこととしています。

今般、燃料価格の高騰により精算額が暫定額を上回ることとなり、当社は、その差額を船会社に支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払った精算額と暫定額との差額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払った精算額と暫定額との差額は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

上記の取引においては、精算額が運送契約に基づきその運送の対価として船会社に最終的に支払われる費用と認められますので、貴社が船会社に支払った精算額と暫定額との差額は、現実支払価格に加算されます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)